

質疑・回答書

令和4年10月21日

発注番号		04SA-1		件名		枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業		
No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
1	入札説明書	10	6.1.3			事業契約書作成費用	事業契約書の作成に要する費用の他、マネジメントフィー等事業実施に係る費用は、施工業務費に含むという理解でよろしいですか。	事業契約書の作成に要する費用は価格内訳書の項目では工事価格のうち現場管理費に含まれます。その他、事業実施に係る費用はその性質に応じて該当する共通費等に含めてください。
2	落札者決定基準	3	3.3.1			入札価格の確認	低入札価格調査制度による価格調査が行われるとき、低入札価格調査書類の提出が「開札日の翌開札日の午後5時まで」と様式にありますが、記入項目が多岐に渡るにも関わらず作成時間が短いように感じます。通達から提出までの期間を延ばして頂けますでしょうか。	施工業務に係る低入札価格調査書類の提出締切は開札日の翌開札日の午後5時までとしますが、メールでのデータ提出可とします。設計・工事監理・維持管理業務に係る低入札価格調査書類については、改めて指定する日時まで提出とします。
3	要求水準書	6	1.3.1			責任者の配置	総括責任者と施工責任者は兼任可能という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
4	要求水準書	10	3.2.2			施工担当者	施工を担当する構成企業が参加資格要件を満たした上で、さらに施工の確実性を担保するために地元企業を含む1次下請企業と実質的な共同企業体として施工をすることを考えております。施工担当者は1次下請企業から配置してもよいという理解でよろしいですか。	施工担当者については要求水準書において主任技術者とするとしており、元請（構成企業）がその属するものから配置する施工責任者（監理技術者）とは別に下請けにおいて、建設業法の定めるところにより配置してください。
5	要求水準書	25	6.2.3		ク	室内機	体育館の周囲に排水溝が無い場合、或いは暗渠になっていて接続が困難な場合等、特定の事情があるときは協議の上、室内機のドレンを雨水排水立管へ接続することも可として頂けますか。	ドレンの排水先については、要求水準書p25 6.2.3.室内機 クに記載のとおり、関係部署との協議が必要です。また、同箇所に記載のとおり、室内機のドレンについて雨水排水立管への接続は原則として不可とします。なお、雨水排水立管への接続を原則不可とする理由としては、雨水排水が立管内で詰まった時に、ドレン配管に雨水の逆流が起こり、室内機の故障等が想定されるためです。
6	要求水準書	25	6.2.3		ア	室内機	室内機は原則として天井吊形とすること、とありますが、体育館によっては、キャットウォークの下部から吊り下ろせず壁面も木板の学校があります。その場合キャットウォーク床面から吊元を設置してもよろしいでしょうか。	キャットウォーク上の通行等、学校運営に支障がなければ可とします。
7	要求水準書	25	6.2.3			室内機	壁面に遊具やバスケットゴールが設置されている学校があります。遊具等と干渉し室内機を設置するスペースがない場合、撤去又は移設をして頂けるという理解でよろしいですか。	要求水準書p25 6.2.3.室内機 ウに記載のとおり、設置する室内機に干渉する物の撤去及び移設は原則として事業者負担とします。なお、撤去及び移設については学校との協議によりますが、負担軽減の観点から最小限とすることを基本とします。
8	要求水準書	25	6.3.1		ア	冷媒管	冷媒管配管ルートは、構造物ではないガラリーを貫通して、ドレン管と共に屋外に出すルートは可能という理解でよろしいですか。	ご質問のガラリーの位置により次の通りとします。 ①床面レベルのガラリーの場合：屋内利用に支障のない範囲であれば市との協議により可とします。 ②キャットウォーク上部のガラリーの場合：キャットウォーク上の通行等、学校運営に支障がなければ可とします。
9	要求水準書	25	6.3.1		ア	冷媒管	体育館の周囲に低層のコンクリートテラスが設置されている学校が多いですが、冷媒管とドレン管のルートをテラスの下部に取るためにテラスを貫通させてもよろしいですか。	体育館の構造躯体及び人の通行に支障のない範囲であれば可とします。

10	要求水準書	添付資料1				非常電源の考え方	着工までにLED化される学校があればお示ください。	実施方針等に関する質問等に対する回答(令和4年6月24日公表)の添付資料2 で回答済ですので、以下を参照ください。 https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000045322.html
11	要求水準書	添付資料1				非常電源の考え方	室外機発電の仕様Cの学校にも新たに、分電盤、電源切替盤、発電機接続盤が必要という理解でよろしいですか。	室外機発電仕様がCの学校については、新設の分電盤、電源切替盤及び発電機接続盤は不要です。
12	要求水準書	26	6.5			エネルギー供給設備	ガス引込については枚方市と大阪ガスと協議中は理解しております。しかし、引込位置が特定できないと見積算出等提案内容に大きな変更が起こり得ると考えられますので、引込位置の情報を先行してご提供頂けますでしょうか。	添付資料1～5(本質疑回答の末尾)のとおり、引込を行う学校について、現時点で予定している引込位置を情報提供します。 なお、添付資料1～5の資料については、あくまで暫定の引込位置です。今後のガス導管延伸に係る詳細検討の中で、施工不可となり変更の可能性があることにご留意ください。 本質疑に関連して、敷地内ガス管ルートに関する質疑回答(6月24日公表分)について、本質疑回答に追記分を末尾に添付しますのでご確認ください(添付資料6)。 添付資料6の追記内容は次のとおりです。体育館空調に既設ガス管から分岐してガス管を引く場合、既設ガス管系統は空調系統からのみとなります。
13	要求水準書	21	6.1		キ	共通事項	既設建築物との調和に留意とありますが、現状ガスメーターをフェンスで囲っている学校が複数あります。フェンスが既設メーターに設置されている学校では必ず新設メーターにもフェンス等の囲いは必要となりますか。	新設メーターについて、グラウンドに面しており球技による損傷の恐れがある等、学校運営上必要である場合は設置を計画して下さい。
14	要求水準書	26	6.5			エネルギー供給設備	大阪ガスの施工基準では、架空ガス配管の管種はSGP(白)となりますが、現場調査した学校で既設建物の架空ガス配管の管種が塩ビライニング鋼管となりました。新設するガス配管は大阪ガスの施工基準に基づいて施工するという理解でよろしいでしょうか。	架空のガス配管については塩ビライニング鋼管とします。
15	要求水準書	26	6.5			エネルギー供給設備	ガス埋設配管に於ける特別なルールがあればご教示ください。	市の独自ルールは特になし認識ですが、以下の点を遵守してください。 ・低圧の埋設配管はPLP(ポリエチレン被覆鋼管)かPE(ポリエチレン)管のいずれかを使用すること。 耐震性に配慮する観点から、PE管を推奨する。 ・深度については、車が通る可能性がある場所は600mm以上の深度を確保する。 ・埋設ガス管の曲がり箇所等に埋設標の設置や、ガス管敷設箇所に埋設表示シートの設置を適切に行う。
16	要求水準書	26	6.5			エネルギー供給設備	敷設するガス配管が低樹木に干渉する場合は伐採はしてもよろしいですか。又、伐採された樹木の根等も管路に干渉する際は撤去してもよろしいですか。	ガス管施工等に伴う樹木の伐採及び根の撤去については、学校との協議により了承があれば、可とします。
17	要求水準書	26	6.5			エネルギー供給設備	ガス配管の支持部材は、溶融亜鉛メッキでもよろしいでしょうか。	要求水準書p21 6.2.1.一般事項 オに記載のとおり、屋外の配管支持材は溶融亜鉛めっきを施したもの又はステンレス鋼製としてください。
18	事業契約書(案)	30				58条6(契約が解除された場合等の違約金)	内閣府より公表されている「契約に関するガイドライン」において、「違約金の額の設定にあたっては、①選定事業の内容等により解除によって管理者等が被る損害額の見込み額が異なること、②額が過少な場合には選定事業者に対する事業継続への経済的動機付けが小さくなる一方、額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要がある。」と記載がございます。支払いの例としては「建設工事費対価の額の100分の1(場合によっては100分の20)に相当する額とする考え方、が示されております。以上を鑑みると、「10分の3に相当する額」という違約金は過大と考えております。「10分の1に相当する額」という内容に変更していただけますでしょうか。	事業契約書(案)の第58条の6を修正します。違約金について、各業務に係る対価に対する割合を以下のとおりとします。 ・設計、施工、工事監理 10分の1 ・維持管理 100分の5

19	様式集	20			3-8	施工業務を行う者の配置予定調書	施工責任者と監理技術者、現場代理人は兼任可能という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書	2	2.4.2	(2)		事業スケジュール(予定)	設計・施工期間について、事業者の提案により、小学校と中学校と同じ工期で計画することも可能でしょうか。	実施方針等に関する質問等に対する回答(令和4年6月24日公表)No.7、No.25にて回答済です。ご確認ください。
21	入札説明書	3	2.4.2	(2)		事業スケジュール(予定)	「※中学校について、モデル校(サダ中学校1校)を先行して設計・施工し、令和5年6月30日までに引渡し、令和5年7月1日から維持管理を行うものとする。」とありますが、サダ中学校の維持管理期間についても、他の中学校と同じく「2039年(令和21年)3月31日」までという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	入札説明書	3	2.4.4			支払条件	設計業務・施工業務・工事監理業務の中間前払い・部分払いの時期については、別途協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	令和5年度における設計・施工・工事監理業務の部分払いの時期は、各業務に関する市検査完了後に事業者が請求し市が支払います。施工業務について令和5年度に中間前払金の支払を選択した場合、支払時期は別途協議となります。
23	入札説明書	5	3.1.1			表3-1 事業者プレゼン実施	今回の発注条件(入札実施要領、共同企業体の結成条件)では、1つの業種につき1社でのエントリーという条件があり、「よりよいご提案・施設整備」を実施するにあたり、プレゼン参加者は、必要に応じて、本計画に熟知した一次協力会社(下請け業者)も参加させていただいて宜しいでしょうか。	プレゼン参加者は、本事業における構成企業のみとします。具体的には開札後に通知する「ヒアリング実施要領」をご確認ください。
24	入札説明書	6	3.3.2			入札価格の確認	入札実施要領によると、「予定価格及び調査基準価格」は、「設計業務・施工業務・工事監理業務・維持管理業務のそれぞれについて算定した額の合計額とする。」とありますが、「調査基準価格を下回る価格で入札した場合の提出書類」によると、調査基準価格を上回った業務又は工事に係る書類の提出は不要とあります。これは、各業務の合計額が調査基準価格を上回っていれば、調査基準価格を下回る業務があったとしても低入札価格調査は行われぬという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	入札説明書	別紙2				1.貸与する図書	令和4年4月から「石綿の事前調査結果の報告が義務化」されましたが、今回の対象校については、石綿があるとみなし、「みなし工事」も含めて着手するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	落札者決定基準	8	3.3.4			価格点の算出	ここで記載のある「数値的判断基準値」とはどのようなものでしょうか。ご教示をお願い致します。	ご質問に関連し、落札者決定基準に記載のあった別紙資料(低入札価格調査制度について(工事)、低入札価格調査制度について(委託))の添付が漏れていたため、公表します。数値的判断基準値については、別紙資料をご確認ください。
27	様式集	4	2			作成上の共通留意事項	確認ですが、正本1部も応募者の企業名等がわからない形で提出するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	様式集	5				提出書類の綴じる区分	確認ですが、4(3)事業提案書等を1冊のファイルに綴じる際、様式11-4、11-5は1枚/校と記載があり、62校分を作成させて頂くにあたり、かなりの枚数になりますが、そこも含めて、キングファイル1冊に綴じさせて頂くという理解で宜しいでしょうか。	様式11-4と11-5については、それぞれ全学校を共通の表に記載することとし、枚数は1枚/校ではなく、数枚(適宜)とします。様式に記載の1枚/校は訂正します。
29	様式集	40				様式8-4	様式8-4で記載する「導入する機器能力を棒グラフで示す」について、横軸に学校名を記載しますが、様式8-4は制限枚数が2枚の為、様式12詳細提案校計画書の3校の中から1校を記載するという理解で宜しいでしょうか。	提案書類の様式11-4において、全学校に設置する空調機器を計画いただくため、これと整合をとり様式8-4における機器能力の棒グラフは全学校を示してください。本様式における制限枚数は超えても可とします。

30	事業契約書(案)	2	第3条		協力義務	「当該手続に必要な資料の提出、技術的協力及び書類作成業務その他市が必要とする事項について、事業者の費用負担にて、協力するものとする。」とありますが、どの程度の期間でどの様な資料及びボリュームが想定されますでしょうか。	起債に係る書類作成については、竣工写真、内訳書、配置図、平面図等を想定しています。関連して、実施方針等に関する質問等に対する回答(令和4年6月24日公表)のNo.31で回答済ですので、以下を参照ください。 https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000045322.html
31	事業契約書(案)	3	第8条		事業実施場所の変更	事業期間中の対象校統廃合によって生じる費用は本事業外として事業者は負担しないとの認識で宜しいでしょうか。	発生した事象が市の要因と判断される場合は市の負担となります。
32	事業契約書(案)	9	第20条	1	設計企業の請求による設計の変更	本項が指す設計変更は貴市に設計成果物として提出する実施設計からの変更との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	事業契約書(案)	32	第58条の8	1	賠償の予約	第58条の7によって契約解除となった場合、本項で定める賠償金に加えて第58条の6に定められる違約金を貴市に支払うとの認識で宜しいでしょうか。	第58条の7により契約解除となった場合は、第58条の6に定めている違約金は不要となります。
34	事業契約書(案)	34	第61条	1	任意解除権の留保	「市は、“理由のいかんを問わず”・・・」とありますが、実際的な問題を鑑み、「市は、“合理的な理由がある場合”、・・・」と解釈してもよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
35	事業契約書(案)	34	第61条	2	任意解除権の留保	事業者の責めによる事由はなく、貴市の事由による契約解除である場合、原状回復に要する費用負担は、貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	当該条項(事業契約書(案)第61条第3項)に記載のとおり、合理的な範囲内において市が負担します。
36	事業契約書(案)	40	第76条		関連工事の調整	第三者の施工に関する事業者側の協力は施工企業だけでは判断できない場合もあるため、設計企業と工事監理企業も追記頂けますでしょうか。	ご指摘のとおりのため、本条項(第76条)の後段の「施工企業」を「構成企業」に修正し、各構成企業が協力するものとします。
37	事業契約書(案)	40	第76条の2		地元関係者との交渉等	「地元関係者」の定義をご教示頂けますでしょうか。	事業契約書(案)第76条の2に規定する「地元関係者」は、自治会等の地域団体や近隣住民等を想定しています。なお、本条項の「地元関係者との交渉等」については、事業契約書(案)第27条に規定する、施工業務に伴う近隣対策等を含まないものとします。
38	事業契約書(案)	35 77	第63条 別紙10		不可抗力	ここでいう「不可抗力」の想定をご教示ください。また、昨今の新型コロナ感染についても、緊急事態宣言発令や学校閉鎖、また、事業者によるコロナ感染発生による現場作業遅延等も、不可抗力に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	不可抗力の定義については、事業契約書(案)第1条第25号を確認ください。ご質問にある、コロナ感染発生に伴う緊急事態宣言が発令された場合には不可抗力に含むものと考えておりますが、その段階で本市と協議の上決定します。
39	事業契約書(案)	79			別紙12 構成企業が付保する保険契約	1.施工期間中の保険について、保険契約者は「構成企業又は構成企業から施工業務を請け負った者」とありますが、構成企業が保険を契約した場合、構成企業から施工業務を請け負った者(一次・二次・三次下請業者等)は保険を付保しなくてよいとの理解でよろしいでしょうか。 また、被保険者に「構成企業及び構成企業から施工業務を請け負った者」とありますが、被保険者には構成企業と構成企業から施工業務を請け負った者(一次・二次・三次下請業者等)の双方が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書	6	1.3.2		セルフモニタリング	セルフモニタリングの内容や方法については事業者の提案でよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業契約書(案)別紙7「モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法」を参照のうえモニタリングの内容及び方法を計画し、市の確認を受けてください。

41	要求水準書	21	6.2.1		コ	一般事項	「標準的な対象体育館(アリーナ面積 442 m ² 程度のもの)における室内機の冷房能力の合計は 14.0kW×8台=112kW 以上とするが、対象体育館のアリーナ面積に応じて、負荷計算のうえ本基準以上の能力の機器を選定する。」とありますが、負荷計算を行った結果、本規準以下の機器能力でも室環境が確保できる、と判断できる場合は、本規準以下の機器能力としてよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
42	要求水準書	21	6.2.1		シ	一般事項	「屋内露出配線は・・・塗装を施すこと」とありますが、塗装色は標準色(既製色)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書	20	5.3.1	(6)	ウ	助言について	市に対して熱源業者の契約等について提案することとありますが、具体的にどのような提案を想定していますか。	実施方針等に関する質問等に対する回答(令和4年6月24日公表)のNo.45にて回答済ですが、以下に再掲します。 「都市ガスの小売業者に関する情報提供等を想定しています。」
44	要求水準書	22	6.2.1			冷暖房機器設備	「PCB含有が確認された場合は、速やかに市へ連絡し当該安定器を引き渡すこと。」とありますが、PCBの処分費用の負担については貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書	24	6.2.1			一般事項	「空調環境の提供する範囲は、体育館アリーナ部分の床上3mの高さまでの空間とする」とありますが、体育館内の軒下高さが3m以上あり、室内機の吹出口が床上3m以上になる場合の提供範囲や熱負荷計算等の設計条件の変更はあるのでしょうか。	キャットウォークの高さが学校により異なることは認識しておりますが、設計条件としての空調環境を提供する範囲としては要求水準書に記載のとおりとします。
46	要求水準書	24	6.2.2		サ	室外機	「室外機は災害時・・・実施すること」とありますが、特定負荷へ供給できる電力(3kW)を満たしていれば、全室外機を自立発電型にしなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、学校毎の自立発電型室外機の台数に関わらず、災害時等の停電時には体育館の全ての室外機を稼働できることとしてください。
47	要求水準書	24	6.2.2		ク	体育館の利用状況	体育館の利用状況とは具体的にどのような状況かご教授ください。	体育館の利用状況としては、学校毎の平面的な利用の仕方(バスケットボールを行う際はステージ側と玄関側でコートを分けて使用する等)を想定しています。
48	要求水準書	26	6.5		ア	エネルギー供給設備	前回の「実施方針等に関する質問等に対する回答」のNo.9にてご回答いただいておりますが、「空調設備の運転に必要なエネルギーの種別については、都市ガスとする」とありますが、都市ガスの整備に多大な金額がかかると想定される学校については、インフラ部分のガス工事費削減による総事業費の低減の観点から、プロパンガスでの提案は可能でしょうか。	ご質問にも記載いただいているとおり、実施方針等に関する質問等に対する回答(令和4年6月24日公表)のNo.9の回答のとおり(以下再掲)とします。 平常時の空調設備運転のためのエネルギーとしてプロパンガスでの提案は不可とします。ただし、避難所としての機能維持を目的とした災害時のバックアップとしての設置であれば提案可能とします。